

『60歳以上65歳未満の方で「一定の機能障害の程度」について』

標記の接種対象者であることの認定に当たっては、必ず下記の状態であることが確認できる医師の診断書又は身体障害者手帳などの書類の提示を求め、保健所提出用予診票に添付してください。(身体障害者手帳1級相当)

ア 心臓機能障害

- (ア) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムスストークスの発作が起こるもの。
- a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
 - c 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - g 心電図でS-Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただし、V1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるものの
- (イ) ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

イ じん臓機能障害

じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

ウ 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血酸素分圧が50Torr以下のもの。指数とは、1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長の組み合わせで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/uL以下で、次の項目（a～l）のうち6項目以上が認められるもの。
- a 白血球数について3,000/uL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において2回以上続く
 - c 血小板数について10万/uL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に7日以上の不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続く
 - h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 口腔内カンジタ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帶状泡疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - l 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの